



Title	国際関係の理論的枠組みからみた人道的介入の一考察 ： ホップズの、グロティウスの、カント的、マルクスの 視角から
Author(s)	饗場, 和彦
Citation	国際公共政策研究. 1999, 3(2), p. 85-99
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4074
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国際関係の理論的枠組みからみた人道的介入の
一考察：ホッブズの的、グロティウスの的、
カント的、マルクスの視角から

Humanitarian Intervention Viewed from the
Theoretical Frameworks of International Relations:
Hobbesian, Grotian, Kantian and Marxist Angles

饗場 和彦*

AIBA Kazuhiko*

This paper analyses humanitarian intervention using the theoretical frameworks of international relations. The theories and traditions of international relations can be categorized into Hobbesian, Grotian, Kantian and Marxist images, and the understanding of humanitarian intervention varies according to them. Hobbesians view humanitarian intervention as national interest oriented power politics by sovereign state(s); Grotians support humanitarian intervention implemented as a UN collective response; Kantians emphasize NGOs' humanitarian assistance activities based on individual morality and solidarity; and Marxists suspect humanitarian intervention to be another form of control in the global structure of dominate-subordinate relations. The argument clarifies the multiple nature of humanitarian intervention and the necessity for a comprehensive approach.

キーワード：人道的介入 (humanitarian intervention)、国際関係理論 (international relations theory)、ホッブズの (Hobbesian)、グロティウスの (Grotian)、カント的 (Kantian)、マルクスの (Marxist)

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

1 はじめに

国際関係理論に関する研究は第二次世界大戦後、大きく発展した。理論は一般に、現在、過去の事象を「説明」し、将来を「予測」するための、因果関係の枠組みである。しかし、自然科学における理論と社会科学における理論とは自ずと違いがある。たとえば、自らも不可避的にその構成員である「社会」というものを分析する場合に、いかに自らが客観的でありうるかというジレンマがある。つまり、自然科学における客観的な命題のように、社会科学においてもそれを追求するには「超越論的主観」とされる、自分自身を超えた観察者の視点が求められるわけだが¹⁾、デュルケムはこの客観的分析は可能であるとし、この系譜は国際政治の理論にも見られる²⁾。一方で、たとえば村上泰亮は「先進国の例にならえ」とした一義的な理想を求める近代的進歩主義に疑念を呈す立場から、その進歩主義の前提となっている客観的法則への信念、あるいは超越論的な科学思考を否定する³⁾。

社会科学の中でも、多様で巧みな限定を付けることでかろうじて科学的思考が成り立つ余地はあり、その最も成功した例が経済学とされるが⁴⁾、おそらく最も成功しにくい側にある領域の一つは国際政治学ではないか。この国際政治学に対する科学的アプローチの困難さを象徴的に示した事例が冷戦の終焉であった。政治学者と政治理論は、ここ数年の劇的事象（冷戦の終結）を予測できなかっただけでなく、そのような変化が起こりうる可能性さえ認識できなかった⁵⁾、と言われる。だからこそと、新しい理論の構築を試みる研究者がいる一方で、そもそも社会科学は個別の出来事を予測、あるいは説明するのではなく、結果を一般的なパターンで説明するものなので、冷戦の終結は国際関係理論の予測対象の埒外とする見解もある⁶⁾。

ポパーやアーモンドは「雲とからくり時計」のたとえで、物理学における決定論が人間の行動や社会科学においては適用できないと論じたが⁷⁾、確かに「政治の対象とする世界は(ネ

1) 村上泰亮『反古典の政治経済学要綱』中央公論社、1994年、24頁

2) デュルケムは客観的科学としての社会学の存在を主張し、1) 社会的事実の物のように考察されねばならない、2) 社会的事実の特徴は個人の上に拘束を及ぼす、という公式を示す。デュルケムの「自殺の潮流」の議論に見られるような「部分に対する全体の優位」「個人は社会から生まれるのであり、個人から社会が生まれるのではない」という発想は、国際政治学の構造的現実主義 (structural realism) の系譜とつながる (レイモン・アロン『社会学的思考の流れII』(北川隆吉他訳) 法政大学出版局、1984年、中本義彦「ネオリアリズムの平和論とその陥穽」『世界』1994年11月、222-231頁参照)。

3) 村上前掲書、1-31頁。社会科学における因果関係の問題では「予言破りの問題」もある。ある予測をしても、それが一般に知られてしまうと、敢えてその予測と違う行動を取ろうとする人間、社会の傾向があり、結局その予言は外れるという問題。

4) 同上、27頁

5) R. Lebow and T. Risse-Kappen eds., *International Relations Theory and the End of the Cold War*, New York, Columbia University Press, 1995, p.1.

6) W. Wohlforth, "Reality Check - Revising Theories of International Politics in Response to the End of the Cold War", *World Politics*, vol.50 no.4 (July 1998), p.655.

ジを巻けば将来の針の動きが決まるという) からくり時計の世界ではな〔く〕…雲の世界であ」り⁷⁾、したがって、その意味で、冷戦終結を予想できなかったことはやむをえないとも言えるだろう。しかし将来予測は難しいとしても、国際政治の理論が無用になるわけではなく、過去や現在の事象を説明、分析する枠組み、指針としては、依然、有用である⁸⁾。

人道的介入という事象を扱う際にも、その将来を予測するのは保留するとしても、その経緯と現状を分析するための枠組みとしては、国際政治の理論は有益であろう。本稿では国際政治理論の観点から人道的介入に関して若干の考察を試みてみる。

何らかの国際関係の中でおきるさまざまな事象を分析しようとするとき、その切り口は一つではない。複数のアプローチにより得られる複数の視点を統合して、初めて全体像が見えるということは、国際政治の話に限らない。国際政治の理論は多様化しているが、それは多様な切り口を提供するという意味でもある。人道的介入という主題は本質的に多角的な側面を備えており、むしろ複眼的アプローチなしでは問題の核心は捉えにくいといってもよい。

本稿では特に個別の理論には集中せず、国際政治理論の系譜、本質的視点の相違などから大きく4つの理論体系を提示し、その4つの視座ごとに人道的介入がどのようにアプローチされるかを考察する。それによってそれぞれ明らかになる見方、その相違は、人道的介入というテーマが包摂する多面性を把握するための一助になると考える。体系区分はいくつかの種類が可能だが、ここでは「ホッブズの視角」「グロティウスの視角」「カント的視角」「マルクスの視角」という政治思想的な伝統の区分からアプローチしてみる。

II 国際関係理論の4つの視角

2-1 政治思想的系譜による分類

国際政治の理論は多様だが、いくつかの系譜、イメージに大別できる。産業革命以後の歴史を見ていくと、まず19世紀にはベンサム功利主義、アダム・スミスのレッセフェールの思想を中心とした自由主義思想が普及、自由な個々人の理性に基づいた行動の集積が「利益調和」的に共同体の「善」につながるという発想は、進化論ともあいまって、イギリスなどの先発産業国が奉じるリベラリズムであった。他方、これに対抗する形でドイツなどの後発

7) K. Poper, "Of Clouds and Clocks: An Approach to the Problem of Rationality and the Freedom of Man", in Poper, *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*, Oxford, Clarendon Press, 1972. G. Almond and S. Genco, "Clouds, Clocks, and the Study of Politics", *World Politics*, vol. XXIX no. 4 (July 1977), pp. 489-552.

8) 薬師寺泰蔵『公共政策』東京大学出版会、1989年、28頁

9) 初瀬氏は国際政治理論には将来予測できるような科学性はないが、複雑な国際政治の現実を解釈する手がかり、現実を分析するための枠組み、過去の事実を解釈する手助け、現実の中から問題点を選び出すための規準、将来の行動を決めるときの指針、という効用があると指摘する(初瀬龍平『国際政治学—理論の射程』同文館出版、1993年、17頁)。

産業国では、自由貿易に反対する歴史学派のリストや、鉄血政策による強固な民族統一国家を志向するビスマルクらにより「Realpolitik」のリアリズムが存在した。前者は個人の理性に、後者は国家の理性に拠っていたが、20世紀になるとカーがこういった流れを明確な2分法で分析し、現代国際政治学の基礎を作った。

イギリスのカーは、19世紀のリベラリズムに基づくウィルソンらのユートピアニズムを批判する形で、第1次世界大戦と第2次大戦の間の国際関係を対象に分析。その枠組みを「リアリズム」と「ユートピアニズム」に分けて論じたが、カー自身はそのどちらにも与せず、「健全な政治思考の根拠は、ユートピアとリアリティの両要素に基づかなければならない」という統合的な結論を提示¹⁰⁾、以後、英国ではこの折衷的な立場が国際関係学において主流になった¹¹⁾。その英国学派のワイトやプルらは政治思想的観点から、国際関係を見る視角を3分類した。プルの言う、「ホップズ」的、あるいは現実主義者の伝統は国際政治を国家間の戦争状態と見、「カント」的、あるいは普遍主義者の伝統は理性ある個人による人類の潜在的な共同体を想定、「グロティウス」的、あるいは国際主義者の伝統は主権国家で作る「国際社会」の存在を前提に、力だけでなく理の要素も取り入れ、前二者の中間的な視角を意味した¹²⁾。

しかし、このカー以来の流れの3類型は、そもそも西欧キリスト教世界に発祥した思想に基づくため、西欧国際体系において見れば妥当しても、非西欧国際体系も含めたグローバルな国際関係を俯瞰するなら片手落ちと言えるだろう¹³⁾。そこで4番目の視角として「マルクス」的伝統も加えられる。「マルクス」的視角は、国際関係を地球的規模での支配-被支配、中心-周縁の敵対・矛盾関係で見るイメージである。

2-2 分類の疑問と意義

以上のホップズ、グロティウス、カント、マルクスの4人に象徴される国際関係の視角、

- 10) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939*, New York, Harper and Row, 1964 (originally published in 1939 by Macmillan), p.93. 井上茂(訳)『危機の二十年(文庫版)』岩波書店、1996年。カーはユートピアニズムを批判して、1) 19世紀の自由主義はその時代や経済的發展段階などの固有の環境下で築かれたものなのに、これを演繹的にどんな状況下でも普遍的に適用できるとした点、2) 合理的個人の理性を前提にした世論が実際には無力な点、3) 個々の善の追求が全体の善につながる「利益調和」の発想が「自国の恣意が世界全体の善につながる」という論理のすり替えになる点、4) 普遍的な原理が具体的な政治状況に適用されると、もはや原理ではなく利己的な権益の仮装になる点、などを指摘したが、リアリズムに関しても、不毛の現実肯定論に陥りやすく、目的のある行為や意味のある行為の根拠を提示できない点で挫折すると批判した。
- 11) 鈴木陽一「国際関係論における三つの伝統—英米の国際政治理論の現在—」『外交時報』1998年9月、81-96頁。「折衷的立場」といっても短絡的な折衷ではなく、両思考の陥る致命的な欠陥の洞察にのっっている点で示唆が深い。
- 12) H. Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 2nd ed., London, Macmillan, 1995 (1st ed. 1977), pp. 23-26. ワイトは同様に現実主義者 (realists) 的伝統、合理主義者 (rationalists) 的伝統、革命主義者 (revolutionists) 的伝統という名称で3分類した (M. Wight, *International Theory - The Three Traditions*, London, Leicester University Press, 1991, pp. 7-24.)
- 13) グロティウスの先見的な発想も、西欧国際体系を基礎にしたものだった。『戦争と平和の法』にしても関心は欧州内の戦争であった三十年戦争に拠っていたし、『海洋自由論』も自国オランダのブルジョア的な利益を代弁する一面もあった。また領域の取得は発見だけでなく実際に足を踏み入れるなどの実効的な占有が必要という「先占」の考えは、植民地獲得競争の正当化理論となった (斉藤孝「西欧国際体系の形成」『講座国際政治①国際政治の理論』東京大学出版会、1989年、13-50頁)。

イメージの分類について、「国際政治の個別の理論はそれらの共通する理論的基底により、この4つのイメージのいずれかに立っている」とされるが¹⁴⁾、他方この種の分類には疑問も呈される。

スミスはホワイトらによるこの種の分類について3点の問題を指摘する¹⁵⁾。1点目は、同様に他の仕方による分類が存在すること。たとえば、現実主義と多元主義の2分法¹⁶⁾、ウエストファリア、フィラデルフィア、アンチ・ユートピアの3パラダイム¹⁷⁾、自然法、現実主義、忠誠主義、合理主義、歴史主義の5伝統によるもの¹⁸⁾などがあり、それぞれ微妙な違いがある¹⁹⁾。2点目は、多くの研究者、思想家は単純にどれか一つのカテゴリーに属するわけではない点。分類によって、微妙なニュアンスが捨象され結果的に間違っただけの一体感が表出すると言う。3点目は、分類は結局、相対的なものなのか、あるいはその間に優劣はあるのかという点。スミスはつきつめれば、携わる本人の価値観や信念に依存すると指摘する。

確かに分類の仕方には多様性があるが、複数の分類が存在することは必ずしも個別の分類方法を無効にするものではなく、相互に排他的、矛盾するとも限らない。また、確かに分類の過程で単純化は起きるが、これは国際政治理論を対象にした場合に限らず、一般に範疇分けを試みる際にはある程度避けられない問題と言える。本稿の趣旨では、範疇分けは目的ではなく、人道的介入を分析するための一手段としての位置づけなので、むしろ整理するためには、ある程度の単純化が必要であると思われる。各カテゴリー相互の正否、優劣の問題は、やはり究極的には価値観によるだろうが、問題はそれぞれが理論的に一貫して説得力があるかということであり、その意味ではブルらの発想に基づくここでの4分類は有意義で説得力

14) 初瀬前掲書、5-7頁

15) S. Smith, "The Self-Images of a Discipline: A Genealogy of International Relations Theory", in K. Booth and S. Smith eds., *International Relations Theory Today*, Cambridge, Polity Press, 1995, pp.11-13.

16) マーク・コウッピ、ポール・ヴィオッティ「アジアと国際関係理論—ホッブスとコブデン、グロチウス」(坪内淳訳)『21世紀の日本、アジア、世界』国際書院、1998年、132-133頁

17) T. Inoguchi, "Looking Back to Look Forward: The Westphalian, Philadelphian, and Anti-Utopian Paradigms", Paper for presentation at the session "Approaching the Millennium: Fusion, Fission, and Dominance in International Relations", The Annual Convention of the International Studies Association, Minneapolis, 1998.

18) M. Donelan, *Elements of International Political Theory*, Oxford, Clarendon Press, 1990, pp.7-97.

19) 本稿では政治思想的な観点から4分しているが、国際政治理論の本質を軸にして類型化すると、「リアリズム、リベラリズム、マルキシズムに3分する国際関係観」が一般的(坂本義和「世界秩序の構造変動」『世界政治の構造変動1』岩波書店、1994年、43頁)。同様に、ViottiとKauppiは「Realism」「Pluralism」「Globalism」の3類型に(P. Viotti and M. Kauppi, "International Relations Theory - Realism, Pluralism, Globalism", 2nd edition, USA, Macmillan, 1993)、Doyleも「Realism」「Liberalism」「Socialism」に分ける(M. Doyle, *Ways of War and Peace*, New York, W.W. Norton and Company, 1997)。本稿での4分類と対応させるなら、グロチウスの伝統が主権国家の対立を認めつつも、その中で規範や制度、協調が可能であるとし、カントの伝統も国家以外のアクターが脱国家的に連携すると見る点などから、この両伝統は広くリベラリズムの理論体系にくくることが可能であろう。また、加藤氏は冷戦後の国際社会について、1) ハイポリティクスに焦点を当てた、短期的視点から世界を見る「国家中心的世界観」、2) 国家の変容とローポリティクスを重視する中期的な視点の「多元的世界観」、3) 非西欧文明も視野に入れ、歴史・思想の長期的な視点からみる「文明論的世界観」という区分を示す(加藤明「冷戦後の世界をどう見るか—その一、国家中心的世界観」『外交時報』no.1312、1994年10月号、67-79頁、同「同一その二、多元的世界観」『同』no.1321、1995年9月号、76-88頁)。

はあると思われる。

逆にこの種の視角、イメージの分類の有用性を指摘するなら、2点あるだろう。まず、本質的に多角的な側面から構成される人道的介入というテーマに関して、その多角性に即したアプローチができる点にある。人道的介入はそもそも、マクロ的に、政治学的、法学的、倫理的の枠組みによる考察が必要とされる多面性があり²⁰⁾、本稿の政治学的アプローチを見るだけでもIII以下で述べるようにそれぞれの視角、イメージにより異なる争点が浮き彫りになる。

また、イメージという言葉には曖昧性という負の語感があるが、外交政策決定においてはイメージは重要な要素となる。対外政策の決定理論の一つ「認識（心理）過程モデル」では、イメージやピラーシステム（信条体系）が政策決定の鍵になる²¹⁾。その意味で、人道的介入を対外政策の一つとして議論する場合、政策決定者のよってたつイメージが不可欠の要素となってくる。

以上のように、国際関係理論は、「ホッブズのイメージ」「グロティウスのイメージ」「カント的イメージ」「マルクスのイメージ」という分類の枠組みが可能であり、以下ではそれぞれの視角により、人道的介入という事象はどのように解釈、理解されるのかを考えてみる。

III ホッブズのイメージ

自然状態の人間が万人の万人に対する闘争であるように、国際関係もアナーキーであり、主権国家同士が自己の利益の増進を図り、競争するイメージである²²⁾。国際関係はゼロサムであり、主要なアクターとしての主権国家が、相互の「不信感」を根本姿勢に、「友敵」の国家間関係を構築、その中では道義や規範は考慮されず、安全保障を中心にした「国益」を追求するため、軍事ファクターが重視される。このイメージのもとでは古典的リアリズム、ネオリアリズムなどの現実主義の理論的系譜を中心に、パワーポリティクス論、勢力均衡論、覇権論、核抑止論などが包摂される。

それでは、このホッブズ的な視角からは、人道的介入はどのように解釈されうるだろうか。人道的介入の議論は大別して、1) 国家(群)が単独で一面的に行う、国際法で言うところの

20) S. Murphy, *Humanitarian Intervention - The United Nations in an Evolving World Order*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1996, pp. 20-30.

21) 佐藤英夫『対外政策』東京大学出版会、1989年、31-54頁。佐藤氏は対外政策決定に関して、アリソンの3つのモデルに、個人の認識、心理レベルの視点を加え、「合理的選択モデル」「組織過程モデル」「政治過程モデル」「認識（心理）過程モデル」の4モデルを提示する。認識理論によれば、政策決定者はそもそも環境の変化をすべて認識できず、認識しても自らのイメージ、ピラーシステムというレンズを通して捉えようとするため、必ずしも合理的な選択にはならない。冷戦中の米ソ間の相互のイメージ、ミュンヘン症候群などが典型例。

22) 厳密にはホッブズ自身は国際社会の無政府性は論じておらず、国内社会における自然状態を「万人の万人に対する闘争」と表現していた。

「人道的干渉」²³⁾という形と、2) 国連の集団的措置として行われる形とがある。冷戦中は人道的介入と言えば主に1)の議論が多かったが、冷戦後は2)の議論に比重が移っている²⁴⁾。1)の人道的干渉のケースは、「他国の住民を非人道的行為から保護するために、国家が強制的に介入すること」と定義付けられるが²⁵⁾、一般的に、「干渉」自体は現代国際法においては、内政不干渉原則、武力不行使原則に反するため違法とされる。この、基本的に違法性が前提になる点や、国家がアクターとなり、独断的、一方的に介入するという形態は、ホップズイメージの無規範性、国家中心の世界観と軌を一にする。

また、2)の国連による集団的な強制措置として行われる人道的介入は、1)より合法性は推定しやすいが、ホップズの見方では国連といってもそれは国際社会の中央政府＝「リヴァイアサン」ではなく、あくまで主権国家の意志の下にある組織にすぎず、したがって、国連による人道的介入という2)の形も形式論にすぎないとみなされることになる。逆に、後述するグロティウスのイメージ下では、2)の人道的介入の形に積極的な意義を見つけ、1)の人道的干渉は否定されることになる。

ホップズのイメージでは、相互不信の中で自己の利益の確保を図らなければならないから、そこでは倫理観、道義観など他者に配慮する余裕は生まれてこない。同盟を結んでいる相手の利益を考慮することはあるが、それも共同して敵にあたることで、最終的には自己の利益につながるという計算によっている。したがって、人道的介入もその動機が、倫理・道義感に由来するとは考えられず、「人道的」とは言いながらもそれは「イチジクの葉 (fig leaf)」であり、実はその介入を通して、自己の利益の増進、特に安全保障の強化を図ることが動機になっていると、理解される。つまり所詮は政治的行為であり、軍事的介入一般と同様に力の構造や国益に左右されるパワーポリティクスの1形態とみなされる²⁶⁾。

そして、このホップズイメージのもとでは、国益増進という目的のためには、武力の行使も容認される。国連憲章2条4項をはじめ武力の行使を禁じる国際法が存在するが、その執行を担保する強制機関が存在しないアナーキーな状況では、結局、法的規制は重みを失う。

1978年12月、ポル・ポト政権下のカンボジアに、ベトナムが侵攻、100-200万といわれる自国民を大量に殺害したポル・ポト政権は、翌年、この侵攻により倒された。確かにこの介入により人命が救われた面があるため、人道的介入の議論において多く言及される事例であるが、ベトナム政府はカンボジアから攻撃を受けたことへの「自衛」としてその行動を正当化

23) 国際法の領域における人道的干渉の議論は、19世紀当時の伝統的国際法以来、冷戦後の現在に至る間、変遷があり、国連による人道的介入も含め、合法性、違法性をめぐる問題は重要であるが、その点については別稿に譲る。

24) O. Ramsbotham and T. Woodhouse, *Humanitarian Intervention in Contemporary Conflict*, Cambridge, Polity Press, 1996, p. xii.

25) 藤井京子「人道的干渉」『国際関係法辞典』国際法学会編、三省堂、1995年、447-448頁

26) 宮坂直史「パワー・ポリティクスとしての人道的介入—その基本的問題と可能性」『平和研究』第22号(1997年11月)、91-100頁

した。ポル・ポト放逐後、ベトナムはカンボジアに親ベトナム政権を樹立し、軍を駐留し続けたため、この介入は「利他主義の人道的な動機によるのではなく、自国の重大な安全保障上の利益 (vital security interests) によるもの」と説明されることが多い²⁷⁾。これは自国の安全のために対外的に武力を行使する「ホップズのイメージ」とよく符合する見方である。

湾岸戦争直後の1991年、イラクのクルド人を救援するため米英仏がイラクに対して取った介入行動は人道的介入の議論にとって一つの分水嶺になった事例だが、メイヨルはこれは「メディアがクルド人の惨状を伝えたため」と指摘する²⁸⁾。映像で世論が喚起されてしまうと、政府はそのまま座視していれば、非人道的な政府と非難されかねず、せっかく湾岸戦争で得た政治的配当までが損なわれてしまう²⁹⁾。

また、逆に、1994年のルワンダでの大量殺害のケースでは、クリントン政権は報道官に「ジェノサイド」の言葉を使わないように指示したと伝えられるが、これは、歴史的つながりも石油もない国で、アメリカ人の生命とドルを費やす価値はないという判断に基づき、世論を刺激したくないから、と理解できる³⁰⁾。こうしたホップズ的な、国益中心の思考、発想は、人道的介入のケースにおいても多数指摘できる。

IV グロティウスのイメージ

国際法学者、グロティウスから連想されるこのイメージは、自然法など一定のルールや制度により秩序と協調が保たれる世界である。国際関係は中央政府がないという意味でアナキーであるが、無政府的な国際社会は存在すると見る。ホップズのイメージでは、自己しか頼むものではなく、互いに闘争しあうのだが、逆に発想を転換すればコインの裏表の關係のように、無政府性により混乱が生じ易いからこそ、互いに協力し合おうという考え方も期待できる。グロティウスイメージは後者の認識である。このイメージ下では、主権国家のほか、多様な国際組織も主要なアクターとなり、国際法などによる規範、慣行、制度の発展を追求、人類共通の自然法的価値をもとに、究極的には世界連邦の発想も導かれうる³¹⁾。『戦争と平和の法』に見られる武力行使に対する規制や、『海洋自由論』による自由貿易の推奨も、このイメージの柱になる。理論的には、リベラリズムの系譜が重なり、相互依存論、レジーム論、

27) G. Klintonworth, *Vietnam's Intervention in Cambodia in international law*, Canberra, AGPS Press, 1989, pp. 59-60.

28) J. Mayall, "Non-Intervention, Self-Determination and the 'New World Order'", *International Affairs*, vol. 67, no. 3, 1991, p. 426.

29) *Ibid.*

30) D. Jehl, "Officials Told to Avoid Calling Rwanda Killings 'Genocide'", *New York Times*, 10 June 1994, p. A8.

31) 初瀬前掲書、10頁。ブル自身の国際関係の視点はグロティウスのイメージに近いが、世界政府のような国際社会の集権化には親近感がなく、現状の国家主権システムの改良、維持を前提にしたリアリスティックな議論を展開する (H. Bull, *op. cit.*)。

新制度主義、機能主義などが含まれる。

グロティウスの視座から人道的介入を見るとどうだろうか。まず、介入する中心的主体は、国連になるだろう。国連は加盟する主権国家を超越する機構ではないが、現状では国際的な制度化が最も進んだ形態として、また、最も普遍的な構成の国際組織として受け止められるため、国連憲章にのっとった、国連として行われる人道的介入が支持される。国家の利己的、恣意的な介入を避けるため集団的な枠組みがとられ、また安保理決議に裏打ちされた法的なプロセスも重視される。具体的には、憲章7章を発動した強制措置の形が取られる。憲章2条4項で加盟国は、武力による威嚇、武力の行使は禁じられているが、7章下の措置と自衛の場合は例外とされている。従って、7章下の措置として武力による強制的な人道的介入が行われても、2条4項違反にはならず、武力の行使を規制しようとしたグロティウスのイメージからも逸脱しないことになる。

実際には国連自前の軍事力がない現状では加盟国に「下請け」にだす形になるが、その際でも、国連の授權 (authorization) という形で法的な正当性を確保しようとする。あるいは、平和維持活動という形態で人道的介入が試みられることもある。同意を前提とする伝統的な Peacekeeping の概念では、本質的に強制性が要件である人道的介入には対応できないが、強制力を持たせた第3世代型の平和維持活動という形においては、国連としての人道的介入が議論される余地がある³²⁾。

しかし一方で、グロティウスが強調、導入した自然法の側面に着目するなら、冷戦中のように国連が機能しない場合は不完全な国連には頼らず、自然法の命じる究極の「人道主義」に基づき、国家が単独で独自に他国に介入できるとする立場も導き出される³³⁾。これは、国家の自助行動なのでその意味では前述のホプズ的イメージだが、その動機を高度な人道主義、道義性に求める点でグロティウスのとも言えるだろう。

湾岸戦争後のイラクに居住するクルド人を救援する介入、1992年からのソマリアへの介入はいずれも国連安保理決議を受けた多国籍軍などによる活動であり、これらは当時の国連の再生、強化を期待するある種のユーフォリズムの中で行われたという点で、グロティウスのイ

32) ボスニア紛争における UNPROFOR に第3世代型平和維持軍の一面があるが、成果は上がらなかった。拙稿「人道的介入の視点から見た旧ユーゴスラビア紛争：ボスニア UNPROFOR に関する『正当性』『実効性』の観点からの検証」『国際公共政策研究』第2巻第1号、1998年3月、111-134頁参照。

33) リリックやライズマンらがこの立場を主張し、以下の点から国際法上、合法だと言う。1) 人権の保護、人道的な活動は安全保障と並ぶ国連の重要な目的、2) 国連憲章2条4項の武力による威嚇、行使の禁止は国連の集団的措置が機能することを前提にしている。機能しない場合、自助の措置として国連の目的に合致する武力の行使は容認される、3) 2条4項を限定的に解釈し、「領土保全又は政治的独立」を侵さない軍事介入は許される (R.Lillich, "Forcible Self-Help by States to Protect Human Rights", *Iowa Law Review*, vol.53., 1967.; M.Reisman and M.Mcdougal, "Humanitarian Intervention to Protect the Ibos", in R.Lillich ed., *Humanitarian Intervention and the United Nations*, University Press of Virginia, 1973.; R.Lillich, "Humanitarian Intervention: A Reply to Ian Brownlie and a Plea for Constructive Alternatives", in J.Moore ed., *Law and Civil War in the Modern World*, Johns Hopkins University Press, 1974.)。

メージが色濃く出る人道的介入の例と言える。チョプラとワイスが「イラクへの人道的介入や最近の議論を見てると、国際社会は新しい時代の入り口に来ているように思える。国際社会は人道的な使命感が国内管轄権を凌駕するような原則作り、環境整備を進めている」³⁴⁾と指摘するような人道的介入の制度化は、グロティウスイメージに即していると言えよう。

また、1998年、新ユーゴスラビア（セルビア共和国とモンテネグロ共和国で構成）・コソボ自治州の紛争に関して NATO 軍の軍事介入が計画された際、アナン国連事務総長は「国際社会によるいかなる軍事介入も、国連安全保障理事会の承認を受けなければならない」と述べたが³⁵⁾、これもグロティウスの視点で国際関係を見る立場では首肯される発言である。

V カント的イメージ

カント的な視点では、まず人間の理性と道徳に立脚した、開化された個人、あるいは完全に自由で平等な近代個人主義のイメージが想起される。理性ある個々人が集合して作られる国家理性は戦争を回避し、国家の常備軍の廃絶につながるという点から、絶対平和、非暴力のイメージにも連関する。カントは世界国家のような政治的な制度による平和には否定的で、むしろ自由で民主的な共和国家同士の連合や、個人の連帯による潜在的な人類共同体による「恒久平和」を想定、従ってカント的イメージは冷戦後の世界において脱国境的で多元的な主体により形成されつつある「地球市民社会」³⁶⁾やコスモポリタンのイメージ、「共生」の思想とよく重なるであろう。

このイメージ下の人道的介入は、もはや主権国家やその主権国家で作る国際組織が主体になる介入は想起されず、理性と道徳を備えた個々人が主体として前面に出る。カント的伝統では軍事力の存在も否定されるので、個々人は国家の実力機関には属さない非武装の民間人となる。具体的に想起されるのは国際的な人道救援活動を行う NGO/NPO である。アムネスティ・インターナショナル法務部長の言う「苦痛を被っている人々に対する人道的な感情が、やむにやまれずわれわれを動かす」という動機は、潜在的な人類共同体の一員として自然なものであろう³⁷⁾。

また、「国境なき医師団」などが主唱する「人道的救援権」という発想もカント的視角に依拠する。これは、フランスの人道救援団体の伝統に由来する、「強固な倫理的確信」に基づいた「新たな法的権利」とされる³⁸⁾。犠牲者は自らの生存権を確保するために救済される権利

34) J. Chopra and T. Weiss, "Sovereignty Is No Longer Sacrosanct: Codifying Humanitarian Intervention", *Ethics & International Affairs*, 1992 vol. 6, p. 117.

35) 『朝日新聞』1998年12月9日（夕刊）9頁

36) 大芝亮「序 国際関係における行為主体の再検討」『国際政治』119巻、1998年10月、4頁

37) ニコラス・ホーエン「人道的活動、人権と平和維持のかかわり」『NIRA 政策研究』vol. 10 no. 9、1997年、35頁

38) 西海真樹「人道的救援権の提唱」『熊本法学』第81号、1994年、4頁

を有しているものであり、この権利を妨げるような領域国の主権の行使は否定され、したがって救援者は対象国の同意のあるなしに関係なく被害者に接近できる、と主張する³⁹⁾。同じ文脈で、「人道的アクセス権」とも呼ばれる⁴⁰⁾。対象国の同意のあるなしは関係ないとする点に、象徴的にカント的な世界市民観が見て取れる。

冷戦中は「人道的干渉」としての国家単独の一方的人道的介入が焦点であり、冷戦後は「国連の集団的措置」としての人道的介入に議論が移行したと先述したが、冷戦後の現在における人道的介入の議論は、別の角度から2分される。1)一つは大量虐殺などを止めるための武力行使を念頭に置いた介入であり、2)他方は食糧や医薬品の配給、難民・避難民の保護などを意味する支援活動である。現在は混同してこの両タイプともに人道的介入と呼ばれる傾向があり、議論に混乱を来しているが⁴¹⁾、人道的介入は1)を指し、2)は「人道的救援 (humanitarian assistance)」として区別される必要がある⁴²⁾。カント的なイメージでは、2)の「人道的救援」の方に焦点がいく。

しかし、こういった活動の源泉となる個人の理性に由来する道義的な義務感は NGO/NPO に限ったわけではなく、国家や国連が主体となる人道的介入においても作用する余地はある。ウォルツの示した分析枠組みで言うなら⁴³⁾、第2イメージ (国家レベル) の分析における世論やマスメディアの影響、第1イメージ (人間/個人レベル) の分析における政策決定者の心理過程においても道義的なファクターを指摘できる。

ボスニア紛争に関してベーカー国務長官は「もう、わけのわからない話しはたくさんだ。今我々が話している間にも人々が死んでいる。… (民族浄化の) 野蛮さと、我々の良心に対する侮辱を国際社会はもう甘受すべきでない」と語っていたが⁴⁴⁾、こういった言葉にはレトリックの面があり実効性が伴うかは別問題ではあるものの、コスモポリタンの、カント的道義観が意識されたのも明らかだろう。

したがって、カント的イメージでの人道的介入の思考は必然的に国際政治の規範理論に結合する。たとえばベイツは冷戦さなかの1978年に、カントによる地球主義的 (コスモポリタン) 概念に基づき「ある国家の国民が他の国家の国民に対して正義を実行する義務を持つこ

39) 同上、3頁

40) 斎藤恵彦「人道的援助」『国際関係法辞典』国際法学会編、三省堂、1995年、447頁

41) L. Damrosch, "Changing Conceptions of Intervention in International Law" in L. Reed and C. Kaysen eds., *Enforcing Norms of Justified Intervention*, Massachusetts, Committee on International Security Studies American Academy of Arts and Sciences, 1993, p. 91.

42) 元赤十字国際委員会局長も人道組織の活動を述べる際に「介入」という言葉を使わない方がいいと指摘する。「介入」の用語は欧米諸国の軍隊が被介入国の意向に反して行う武力介入として連想されがちで、支援活動がやりやすくなるという (ミシェル・ヴーテ「人道介入における NGO」エリ・ウィーゼル、川田順造編『介入? 人間の権利と国家の論理』藤原書店、1997年、180頁)。

43) K. Waltz, *Man, the State, and War: Theoretical Analysis*, New York, Columbia University Press, 1959.

44) J. Baker, *The Politics of Diplomacy - Revolution, War and Peace*, New York, G.P. Putnam's Sons, 1995, pp. 646-647.

とも十分にありうる」と述べていたが⁴⁵⁾、この国際道義に関する議論は冷戦が終結していっそう重要度が増していると言えるだろう。

VI マルクスのイメージ

このイメージでは、国際関係を、経済問題を中心にした世界的な「支配」と「従属」の対立構造からとらえる。資本主義の発達に伴い生じた中心と周縁、西欧世界と非西欧世界、宗主国と植民地、南と北、といった不均等発展、支配と抵抗の敵対関係を、地球大のシステムという巨視的視点と、歴史分析の視点から考察、矛盾の解消を図ろうという視座である。アクターとしては国家、国際組織、多国籍企業、国内団体など多いが、大局的には利益を得る一部組織、階級と、不利益を被るその他組織、階級とが対立する二大アクターとして理解される。中心的な課題は経済要因であり、政治力や軍事力も経済要因の影響下にあるとされる。二大アクター間に対立があるため、必然的に革命などの闘争が念頭におかれる。ホップズイメージでは、道徳や倫理は否定されるが、マルクスのイメージでは被支配側において、不正をただそうという道義性や倫理性が存在し、また、ホップズの視角では国家は個々に自己の利益を追求するが、マルクスイメージでは「支配—従属」システムの中の支配者側陣営として利益追求が図られる。帝国主義論、近代化論、従属論、世界システム論などがこのイメージでくくられる。

人道的介入はこのイメージからアプローチすると、次のような側面が見えてくる。介入の主要なアクターは常に支配する側にある組織、階級であり、従属する側がその介入の対象とされる。人道的といってもその実は覇権的で、介入者の属する支配階級の利権確保、その利権を生むシステムの維持が目的であると疑われ、特に旧植民地国、発展途上国、非同盟国などの小国から反発がある。

ツラフテンベルグは歴史的な観点から2種類の介入を指摘している。勢力均衡により国際的な安定を図るための介入の伝統と、ヨーロッパの価値を押し付けるための介入の伝統を説明するが、第3世界の国は特に後者の介入の記憶が刻まれており、必ず猜疑心を呼び起こすため、冷戦後に見られた「介入主義」に対する熱狂は見当違いだと言う⁴⁶⁾。冷戦終結は東西対立の終焉ではあったが、南北間の対立は変わっていないので、冷戦後も猜疑心は当然変わらない⁴⁷⁾。介入する側に実際に人道主義があっても、介入される側の視点では、歴史的に手

45) C.ベイツ『国際秩序と正義』（進藤榮一訳）岩波書店、1989年、275頁

46) M. Trachtenberg, "Intervention in Historical Perspective", in L. Reed and C. Kaysen eds., *Emerging Norms of Justified Intervention*, Massachusetts, Committee on International Security Studies American Academy of Arts and Sciences, 1993, pp.15-36.

47) V. Gamba, "Justified Intervention? A View from the South", in R. Art and R. Jervis eds., *International Politics: Enduring Concepts and Contemporary Issues*, New York, HarperCollins College Publishers, 1996, pp.545-553.

の汚れた国々が、今になって道義性、倫理性を訴えても、その偽善性ゆえに反発や冷笑をまねきやすい。したがって、西欧先進国が中心になり行う人道的介入には常に不信、反発を覚える対抗勢力が存在するわけで、地球的規模でのコンセンサスは得られにくい。

グロティウスのイメージでの典型である国連による人道的介入は、一般に安保理決議が必要であるが、しかしマルクスのイメージでは、拒否権を持つ5大国が一致して行うその種の介入は、5大国と5大国が代表する支配体制の現状維持、強化を図るためのものに過ぎないと映る⁴⁸⁾。

ジャクソンは、ソマリアの内戦と飢餓に対する国連などによる介入は、実体的には国連による信託統治であるのに、国連がこれを伝統的な「平和に対する脅威」という言い方で対応しようとするのは、もし信託統治などという概念を持ち出せば、国連による新しい植民地主義ではないかとアフリカ諸国から非難を受ける恐れがあったからだ、と指摘する⁴⁹⁾。これはこのマルクスのイメージが実際の介入に関して影響を及ぼす一例であろう。

VII 終わりに

以上のように、人道的介入は国際関係理論の4つのイメージからみると、それぞれで相当異なる側面がクローズアップされる。主要要素についてまとめると表Iのようになる。ホッブズの視角で人道的介入を解釈すれば、一見、人道的介入は何か規範的、道義的意味合いがありそうに見えても、所詮はパワーが物を言う世界で、国家が国益の追求を図る行動の一環にすぎないとされる。グロティウスの視角では、国際社会の一員として各国が共同して参加し、自然法や、国際社会のルールに則って行う国連の活動という理解になるだろう。カント的視角では、地球市民社会における個々人としての連帯感、高度の道義感に基づく、脱国境的な「人道的救援活動」の方に焦点が向く。他方、マルクスの視角では、人道的介入は従来の支配体制側が、その利益構造を維持しようとして、従属側に対して取る覇権的活動の一形態にすぎないと、開発途上国、小国の側から猜疑心、反感を持って解釈される。

また、人道的介入の議論の系譜、変遷と、ここでの4イメージを照らし合わせると、図Iのようになる。人道的介入の議論は、冷戦中においては、国家による強制的、一方的な「人道的干渉」としての人道的介入が焦点であったが、冷戦後は「国連の集団的措置」としての人道的介入に関心が移行した。これはホッブズの視角からグロティウスの視角への移行とも捉えられる。また、冷戦後の状況だけから見ると、人道的介入の議論と人道的救援の議論とが区別される。人道的救援活動はカント的イメージから理解しやすい。他方で、世界的な

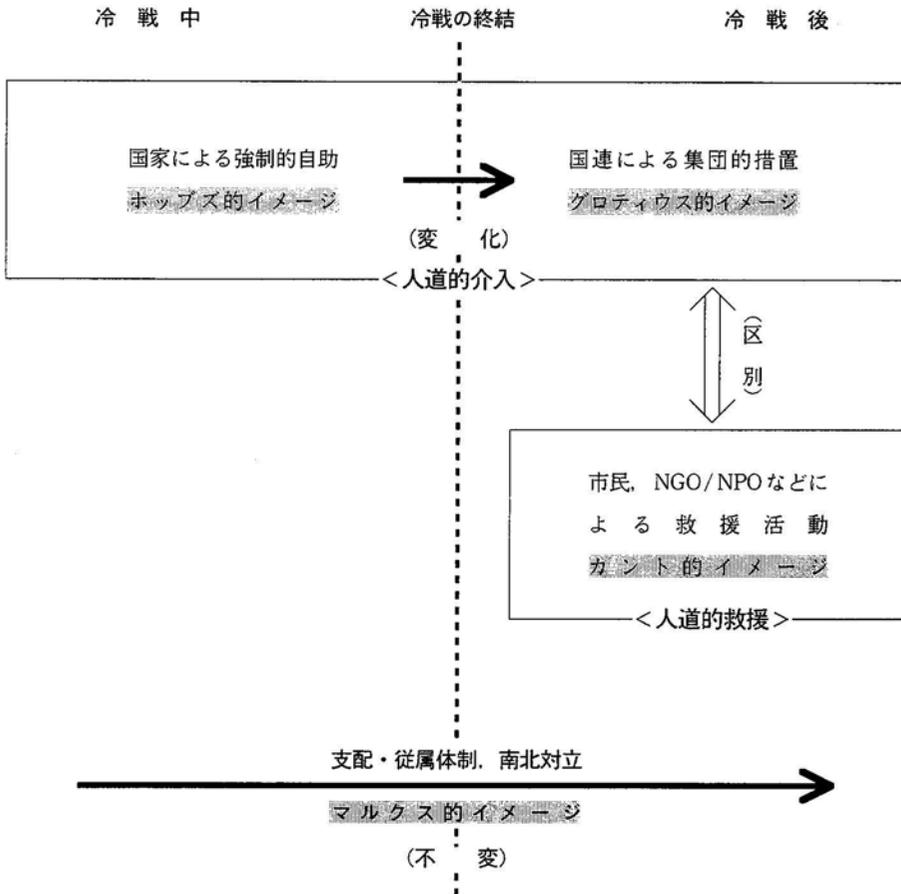
48) *Ibid.*

49) R. Jackson, "Armed Humanitarianism", *International Journal*, vol. XLVIII, 1993, Autumn, p. 596.

4 イメージによる人道的介入の捉え方 表 I

	主要なアクター	世界観	介入の動機	介入の形態
ホッブズのイメージ	主権国家	対立	国益の追求	単独的
グロティウスのイメージ	国連	協調	国際社会の責任感	集团的
カント的イメージ	個人・NGO/NPO	連帯	道義感、共生意識	個人的
マルクスのイメージ	中心・支配・「北」側	支配と従属	支配構造の維持	覇権的

人道的介入に関する議論の流れと対応するイメージ 図 I



支配・従属体制、南北対立関係は継続しており、冷戦の終結に関係なく、このマルクスのイメージの人道的介入観が存在している。従って、図からは、冷戦後世界の人道的介入については主に、グロティウスの、カント的、マルクスのイメージでの議論が併存していると見て取れる。ただし、これはホッブズのイメージで説明しやすい人道的干渉というものの議論が相対的に低下したという意味であり、冷戦後の人道的介入に関してホッブズのファクターを否定する意味ではない⁵⁰⁾。

本稿で議論した4つのイメージによる人道的介入の理解、解釈はどれが正しい、間違いというのではなく、いずれも違った側面のそれぞれの真実についていると考えるべきであろう。従って、いずれかに偏ったアプローチは、理論的な側面に限定するならその精緻化という点で意義はあるが、現実的側面も含めた「問題解決志向型の人道的介入論」を求めるなら、こういった多様な側面を包括的に考慮したアプローチが必要になるだろう。

さらに、包括性という点においては、本稿では詳論していないが、国際関係の規範理論も導入される必要がある。本稿の議論は国際政治学における実証理論（「What is」）の枠組みに関してであったが、人道的介入は特にカント的イメージで明らかのように、国際道義、正戦論など規範理論（「What ought to be」）ともきわめて密接な論点を含んでいる。カーガリアリズムを非難する理由の一つに、その現状追認式で、将来の変革志向が乏しいことを挙げ、ユートピアニズムにある目的性を評価するのも、そこに「かくあるべき」という規範論の必要性も見ているからである。

そういった点で、たとえばチョプラが従来の平和維持 (peacekeeping) や平和強制 (peace-enforcement) などは不十分であるとし、介入や援助などのすべての形態を包括的に取り込む国連活動として「peace-maintenance」という「unified concept」を提示しているのは、本稿で指摘した包括的アプローチの具体化の一環として重要であると、思われる⁵¹⁾。

ソマリア症候群の影響で、昨今の国際関係では人道的介入の議論は下火であったが、新ユーゴスラビア・コソボ自治州問題による NATO 軍の軍事介入は人道的介入の観点でも新たな重要事例として注目されねばならない。現状では成功する人道的介入は容易でないが⁵²⁾、依然、コソボをはじめ人道上の危機は各地で後を絶たない。ホッブズ、グロティウス、カント、マルクスらがコソボ問題を見たら名案を出せるだろうか。

50) グロティウスイメージに即した国連の人道的介入が注目を集めたのは、1993年ぐらいまでで、ソマリアでの失敗を機にその後は、アメリカを中心に国際的な介入のモメンタムは低下。ルワンダでの大量殺害を座視した国際社会の姿勢にある「国益がないところにコストをかけてまで介入しない」という発想は、その意味で、国家中心、道義性軽視のホッブズのイメージへの逆行、あるいはその台頭と見ることもできるだろう。

51) J. Chopra ed., *The Politics of Peace-Maintenance*, London, Lynne Rienner Publishers, 1998.

52) 拙稿前掲論文参照

国際関係の理論的枠組みからみた人道的介入の
一考察：ホッブズの的、グロティウスの的、
カント的、マルクスの視角から

Humanitarian Intervention Viewed from the
Theoretical Frameworks of International Relations:
Hobbesian, Grotian, Kantian and Marxist Angles

饗場 和彦*

AIBA Kazuhiko*

This paper analyses humanitarian intervention using the theoretical frameworks of international relations. The theories and traditions of international relations can be categorized into Hobbesian, Grotian, Kantian and Marxist images, and the understanding of humanitarian intervention varies according to them. Hobbesians view humanitarian intervention as national interest oriented power politics by sovereign state(s); Grotians support humanitarian intervention implemented as a UN collective response; Kantians emphasize NGOs' humanitarian assistance activities based on individual morality and solidarity; and Marxists suspect humanitarian intervention to be another form of control in the global structure of dominate-subordinate relations. The argument clarifies the multiple nature of humanitarian intervention and the necessity for a comprehensive approach.

キーワード：人道的介入 (humanitarian intervention)、国際関係理論 (international relations theory)、ホッブズの (Hobbesian)、グロティウスの (Grotian)、カント的 (Kantian)、マルクスの (Marxist)

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

1 はじめに

国際関係理論に関する研究は第二次世界大戦後、大きく発展した。理論は一般に、現在、過去の事象を「説明」し、将来を「予測」するための、因果関係の枠組みである。しかし、自然科学における理論と社会科学における理論とは自ずと違いがある。たとえば、自らも不可避的にその構成員である「社会」というものを分析する場合に、いかに自らが客観的でありうるかというジレンマがある。つまり、自然科学における客観的な命題のように、社会科学においてもそれを追求するには「超越論的主観」とされる、自分自身を超えた観察者の視点が求められるわけだが¹⁾、デュルケムはこの客観的分析は可能であるとし、この系譜は国際政治の理論にも見られる²⁾。一方で、たとえば村上泰亮は「先進国の例にならえ」とした一義的な理想を求める近代的進歩主義に疑念を呈す立場から、その進歩主義の前提となっている客観的法則への信念、あるいは超越論的な科学思考を否定する³⁾。

社会科学の中でも、多様で巧みな限定を付けることでかろうじて科学的思考が成り立つ余地はあり、その最も成功した例が経済学とされるが⁴⁾、おそらく最も成功しにくい側にある領域の一つは国際政治学ではないか。この国際政治学に対する科学的アプローチの困難さを象徴的に示した事例が冷戦の終焉であった。政治学者と政治理論は、ここ数年の劇的事象（冷戦の終結）を予測できなかっただけでなく、そのような変化が起こりうる可能性さえ認識できなかった⁵⁾、と言われる。だからこそと、新しい理論の構築を試みる研究者がいる一方で、そもそも社会科学は個別の出来事を予測、あるいは説明するのではなく、結果を一般的なパターンで説明するものなので、冷戦の終結は国際関係理論の予測対象の埒外とする見解もある⁶⁾。

ポパーやアーモンドは「雲とからくり時計」のたとえで、物理学における決定論が人間の行動や社会科学においては適用できないと論じたが⁷⁾、確かに「政治の対象とする世界は(ネ

1) 村上泰亮『反古典の政治経済学要綱』中央公論社、1994年、24頁

2) デュルケムは客観的科学としての社会学の存在を主張し、1) 社会的事実は物のように考察されねばならない、2) 社会的事実の特徴は個人の上に拘束を及ぼす、という公式を示す。デュルケムの「自殺の潮流」の議論に見られるような「部分に対する全体の優位」「個人は社会から生まれるのであり、個人から社会が生まれるのではない」という発想は、国際政治学の構造的現実主義 (structural realism) の系譜とつながる (レイモン・アロン『社会学的思考の流れII』(北川隆吉他訳) 法政大学出版局、1984年、中本義彦「ネオリアリズムの平和論とその陥穽」『世界』1994年11月、222-231頁参照)。

3) 村上前掲書、1-31頁。社会科学における因果関係の問題では「予言破りの問題」もある。ある予測をしても、それが一般に知られてしまうと、敢えてその予測と違う行動を取ろうとする人間、社会の傾向があり、結局その予言は外れるという問題。

4) 同上、27頁

5) R. Lebow and T. Risse-Kappen eds., *International Relations Theory and the End of the Cold War*, New York, Columbia University Press, 1995, p.1.

6) W. Wohlforth, "Reality Check - Revising Theories of International Politics in Response to the End of the Cold War", *World Politics*, vol.50 no.4 (July 1998), p.655.

ジを巻けば将来の針の動きが決まるという) からくり時計の世界ではな〔く〕…雲の世界であ」り⁷⁾、したがって、その意味で、冷戦終結を予想できなかったことはやむをえないとも言えるだろう。しかし将来予測は難しいとしても、国際政治の理論が無用になるわけではなく、過去や現在の事象を説明、分析する枠組み、指針としては、依然、有用である⁸⁾。

人道的介入という事象を扱う際にも、その将来を予測するのは保留するとしても、その経緯と現状を分析するための枠組みとしては、国際政治の理論は有益であろう。本稿では国際政治理論の観点から人道的介入に関して若干の考察を試みてみる。

何らかの国際関係の中でおきるさまざまな事象を分析しようとするとき、その切り口は一つではない。複数のアプローチにより得られる複数の視点を統合して、初めて全体像が見えるということは、国際政治の話に限らない。国際政治の理論は多様化しているが、それは多様な切り口を提供するという意味でもある。人道的介入という主題は本質的に多角的な側面を備えており、むしろ複眼的アプローチなしでは問題の核心は捉えにくいといってもよい。

本稿では特に個別の理論には集中せず、国際政治理論の系譜、本質的視点の相違などから大きく4つの理論体系を提示し、その4つの視座ごとに人道的介入がどのようにアプローチされるかを考察する。それによってそれぞれ明らかになる見方、その相違は、人道的介入というテーマが包摂する多面性を把握するための一助になると考える。体系区分はいくつかの種類が可能だが、ここでは「ホッブズの視角」「グロティウスの視角」「カント的視角」「マルクスの視角」という政治思想的な伝統の区分からアプローチしてみる。

II 国際関係理論の4つの視角

2-1 政治思想的系譜による分類

国際政治の理論は多様だが、いくつかの系譜、イメージに大別できる。産業革命以後の歴史を見ていくと、まず19世紀にはベンサム功利主義、アダム・スミスのレッセフェールの思想を中心とした自由主義思想が普及、自由な個々人の理性に基づいた行動の集積が「利益調和」的に共同体の「善」につながるという発想は、進化論ともあいまって、イギリスなどの先発産業国が奉じるリベラリズムであった。他方、これに対抗する形でドイツなどの後発

7) K. Poper, "Of Clouds and Clocks: An Approach to the Problem of Rationality and the Freedom of Man", in Poper, *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*, Oxford, Clarendon Press, 1972. G. Almond and S. Genco, "Clouds, Clocks, and the Study of Politics", *World Politics*, vol. XXIX no. 4 (July 1977), pp. 489-552.

8) 薬師寺泰蔵『公共政策』東京大学出版会、1989年、28頁

9) 初瀬氏は国際政治理論には将来予測できるような科学性はないが、複雑な国際政治の現実を解釈する手がかり、現実を分析するための枠組み、過去の事実を解釈する手助け、現実の中から問題点を選び出すための規準、将来の行動を決めるときの指針、という効用があると指摘する(初瀬龍平『国際政治学—理論の射程』同文館出版、1993年、17頁)。

産業国では、自由貿易に反対する歴史学派のリストや、鉄血政策による強固な民族統一国家を志向するビスマルクらにより「Realpolitik」のリアリズムが存在した。前者は個人の理性に、後者は国家の理性に拠っていたが、20世紀になるとカーがこういった流れを明確な2分法で分析し、現代国際政治学の基礎を作った。

イギリスのカーは、19世紀のリベラリズムに基づくウィルソンらのユートピアニズムを批判する形で、第1次世界大戦と第2次間の国際関係を対象に分析。その枠組みを「リアリズム」と「ユートピアニズム」に分けて論じたが、カー自身はそのどちらにも与せず、「健全な政治思考の根拠は、ユートピアとリアリティの両要素に基づかなければならない」という統合的な結論を提示¹⁰⁾、以後、英国ではこの折衷的な立場が国際関係学において主流になった¹¹⁾。その英国学派のワイトやプルらは政治思想的観点から、国際関係を見る視角を3分類した。プルの言う、「ホップズ」的、あるいは現実主義者の伝統は国際政治を国家間の戦争状態と見、「カント」的、あるいは普遍主義者の伝統は理性ある個人による人類の潜在的な共同体を想定、「グロティウス」的、あるいは国際主義者の伝統は主権国家で作る「国際社会」の存在を前提に、力だけでなく理の要素も取り入れ、前二者の中間的な視角を意味した¹²⁾。

しかし、このカー以来の流れの3類型は、そもそも西欧キリスト教世界に発祥した思想に基づくため、西欧国際体系において見れば妥当しても、非西欧国際体系も含めたグローバルな国際関係を俯瞰するなら片手落ちと言えるだろう¹³⁾。そこで4番目の視角として「マルクス」的伝統も加えられる。「マルクス」的視角は、国際関係を地球的規模での支配-被支配、中心-周縁の敵対・矛盾関係で見るイメージである。

2-2 分類の疑問と意義

以上のホップズ、グロティウス、カント、マルクスの4人に象徴される国際関係の視角、

- 10) E. H. Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939*, New York, Harper and Row, 1964 (originally published in 1939 by Macmillan), p.93. 井上茂(訳)『危機の二十年(文庫版)』岩波書店、1996年。カーはユートピアニズムを批判して、1) 19世紀の自由主義はその時代や経済的發展段階などの固有の環境下で築かれたものなのに、これを演繹的にどんな状況下でも普遍的に適用できるとした点、2) 合理的個人の理性を前提にした世論が実際には無力な点、3) 個々の善の追求が全体の善につながる「利益調和」の発想が「自国の恣意が世界全体の善につながる」という論理のすり替えになる点、4) 普遍的な原理が具体的な政治状況に適用されると、もはや原理ではなく利己的な権益の仮装になる点、などを指摘したが、リアリズムに関しても、不毛の現実肯定論に陥りやすく、目的のある行為や意味のある行為の根拠を提示できない点で挫折すると批判した。
- 11) 鈴木陽一「国際関係論における三つの伝統—英米の国際政治理論の現在—」『外交時報』1998年9月、81-96頁。「折衷的立場」といっても短絡的な折衷ではなく、両思考の陥る致命的な欠陥の洞察にのっっている点で示唆が深い。
- 12) H. Bull, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 2nd ed., London, Macmillan, 1995 (1st ed. 1977), pp. 23-26. ワイトは同様に現実主義者 (realists) 的伝統、合理主義者 (rationalists) 的伝統、革命主義者 (revolutionists) 的伝統という名称で3分類した (M. Wight, *International Theory - The Three Traditions*, London, Leicester University Press, 1991, pp. 7-24.)
- 13) グロティウスの先見的な発想も、西欧国際体系を基礎にしたものだった。『戦争と平和の法』にしても関心は欧州内の戦争であった三十年戦争に拠っていたし、『海洋自由論』も自国オランダのブルジョア的な利益を代弁する一面もあった。また領域の取得は発見だけでなく実際に足を踏み入れるなどの実効的な占有が必要という「先占」の考えは、植民地獲得競争の正当化理論となった (斉藤孝「西欧国際体系の形成」『講座国際政治①国際政治の理論』東京大学出版会、1989年、13-50頁)。

イメージの分類について、「国際政治の個別の理論はそれらの共通する理論的基底により、この4つのイメージのいずれかに立っている」とされるが¹⁴⁾、他方この種の分類には疑問も呈される。

スミスはホワイトらによるこの種の分類について3点の問題を指摘する¹⁵⁾。1点目は、同様に他の仕方による分類が存在すること。たとえば、現実主義と多元主義の2分法¹⁶⁾、ウエストファリア、フィラデルフィア、アンチ・ユートピアの3パラダイム¹⁷⁾、自然法、現実主義、忠誠主義、合理主義、歴史主義の5伝統によるもの¹⁸⁾などがあり、それぞれ微妙な違いがある¹⁹⁾。2点目は、多くの研究者、思想家は単純にどれか一つのカテゴリーに属するわけではない点。分類によって、微妙なニュアンスが捨象され結果的に間違っただけの一体感が表出すると言う。3点目は、分類は結局、相対的なものなのか、あるいはその間に優劣はあるのかという点。スミスはつきつめれば、携わる本人の価値観や信念に依存すると指摘する。

確かに分類の仕方には多様性があるが、複数の分類が存在することは必ずしも個別の分類方法を無効にするものではなく、相互に排他的、矛盾するとも限らない。また、確かに分類の過程で単純化は起きるが、これは国際政治理論を対象にした場合に限らず、一般に範疇分けを試みる際にはある程度避けられない問題と言える。本稿の趣旨では、範疇分けは目的ではなく、人道的介入を分析するための一手段としての位置づけなので、むしろ整理するためには、ある程度の単純化が必要であると思われる。各カテゴリー相互の正否、優劣の問題は、やはり究極的には価値観によるだろうが、問題はそれぞれが理論的に一貫して説得力があるかということであり、その意味ではブルらの発想に基づくここでの4分類は有意義で説得力

14) 初瀬前掲書、5-7頁

15) S. Smith, "The Self-Images of a Discipline: A Genealogy of International Relations Theory", in K. Booth and S. Smith eds., *International Relations Theory Today*, Cambridge, Polity Press, 1995, pp.11-13.

16) マーク・コウッピ、ポール・ヴィオッティ「アジアと国際関係理論—ホッブスとコブデン、グロチウス」(坪内淳訳)『21世紀の日本、アジア、世界』国際書院、1998年、132-133頁

17) T. Inoguchi, "Looking Back to Look Forward: The Westphalian, Philadelphian, and Anti-Utopian Paradigms", Paper for presentation at the session "Approaching the Millennium: Fusion, Fission, and Dominance in International Relations", The Annual Convention of the International Studies Association, Minneapolis, 1998.

18) M. Donelan, *Elements of International Political Theory*, Oxford, Clarendon Press, 1990, pp.7-97.

19) 本稿では政治思想的な観点から4分しているが、国際政治理論の本質を軸にして類型化すると、「リアリズム、リベラリズム、マルキシズムに3分する国際関係観」が一般的(坂本義和「世界秩序の構造変動」『世界政治の構造変動1』岩波書店、1994年、43頁)。同様に、ViottiとKauppiは「Realism」「Pluralism」「Globalism」の3類型に(P. Viotti and M. Kauppi, "International Relations Theory - Realism, Pluralism, Globalism", 2nd edition, USA, Macmillan, 1993)、Doyleも「Realism」「Liberalism」「Socialism」に分ける(M. Doyle, *Ways of War and Peace*, New York, W.W. Norton and Company, 1997)。本稿での4分類と対応させるなら、グロチウスの伝統が主権国家の対立を認めつつも、その中で規範や制度、協調が可能であるとし、カントの伝統も国家以外のアクターが脱国家的に連携すると見る点などから、この両伝統は広くリベラリズムの理論体系にくくることが可能であろう。また、加藤氏は冷戦後の国際社会について、1) ハイポリティクスに焦点を当てた、短期的視点から世界を見る「国家中心的世界観」、2) 国家の変容とローポリティクスを重視する中期的な視点の「多元的世界観」、3) 非西欧文明も視野に入れ、歴史・思想の長期的な視点からみる「文明論的世界観」という区分を示す(加藤明「冷戦後の世界をどう見るか—その一、国家中心的世界観」『外交時報』no.1312、1994年10月号、67-79頁、同「同一その二、多元的世界観」『同』no.1321、1995年9月号、76-88頁)。

はあると思われる。

逆にこの種の視角、イメージの分類の有用性を指摘するなら、2点あるだろう。まず、本質的に多角的な側面から構成される人道的介入というテーマに関して、その多角性に即したアプローチができる点にある。人道的介入はそもそも、マクロ的に、政治学的、法学的、倫理的の枠組みによる考察が必要とされる多面性があり²⁰⁾、本稿の政治学的アプローチを見るだけでもIII以下で述べるようにそれぞれの視角、イメージにより異なる争点が浮き彫りになる。

また、イメージという言葉には曖昧性という負の語感があるが、外交政策決定においてはイメージは重要な要素となる。対外政策の決定理論の一つ「認識（心理）過程モデル」では、イメージやピラミッドシステム（信条体系）が政策決定の鍵になる²¹⁾。その意味で、人道的介入を対外政策の一つとして議論する場合、政策決定者のよってたつイメージが不可欠の要素となってくる。

以上のように、国際関係理論は、「ホッブズのイメージ」「グロティウスのイメージ」「カント的イメージ」「マルクスのイメージ」という分類の枠組みが可能であり、以下ではそれぞれの視角により、人道的介入という事象はどのように解釈、理解されるのかを考えてみる。

III ホッブズのイメージ

自然状態の人間が万人の万人に対する闘争であるように、国際関係もアナーキーであり、主権国家同士が自己の利益の増進を図り、競争するイメージである²²⁾。国際関係はゼロサムであり、主要なアクターとしての主権国家が、相互の「不信感」を根本姿勢に、「友敵」の国家間関係を構築、その中では道義や規範は考慮されず、安全保障を中心にした「国益」を追求するため、軍事ファクターが重視される。このイメージのもとでは古典的リアリズム、ネオリアリズムなどの現実主義の理論的系譜を中心に、パワーポリティクス論、勢力均衡論、覇権論、核抑止論などが包摂される。

それでは、このホッブズ的な視角からは、人道的介入はどのように解釈されうるだろうか。人道的介入の議論は大別して、1) 国家(群)が単独で一面的に行う、国際法で言うところの

20) S. Murphy, *Humanitarian Intervention - The United Nations in an Evolving World Order*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, 1996, pp. 20-30.

21) 佐藤英夫『対外政策』東京大学出版会、1989年、31-54頁。佐藤氏は対外政策決定に関して、アリソンの3つのモデルに、個人の認識、心理レベルの視点を加え、「合理的選択モデル」「組織過程モデル」「政治過程モデル」「認識（心理）過程モデル」の4モデルを提示する。認識理論によれば、政策決定者はそもそも環境の変化をすべて認識できず、認識しても自らのイメージ、ピラミッドシステムというレンズを通して捉えようとするため、必ずしも合理的な選択にはならない。冷戦中の米ソ間の相互のイメージ、ミュンヘン症候群などが典型例。

22) 厳密にはホッブズ自身は国際社会の無政府性は論じておらず、国内社会における自然状態を「万人の万人に対する闘争」と表現していた。

「人道的干渉」²³⁾という形と、2) 国連の集団的措置として行われる形とがある。冷戦中は人道的介入と言えば主に1)の議論が多かったが、冷戦後は2)の議論に比重が移っている²⁴⁾。1)の人道的干渉のケースは、「他国の住民を非人道的行為から保護するために、国家が強制的に介入すること」と定義付けられるが²⁵⁾、一般的に、「干渉」自体は現代国際法においては、内政不干渉原則、武力不行使原則に反するため違法とされる。この、基本的に違法性が前提になる点や、国家がアクターとなり、独断的、一方的に介入するという形態は、ホップズイメージの無規範性、国家中心の世界観と軌を一にする。

また、2)の国連による集団的な強制措置として行われる人道的介入は、1)より合法性は推定しやすいが、ホップズの見方では国連といってもそれは国際社会の中央政府＝「リヴァイアサン」ではなく、あくまで主権国家の意志の下にある組織にすぎず、したがって、国連による人道的介入という2)の形も形式論にすぎないとみなされることになる。逆に、後述するグロティウスのイメージ下では、2)の人道的介入の形に積極的な意義を見つけ、1)の人道的干渉は否定されることになる。

ホップズのイメージでは、相互不信の中で自己の利益の確保を図らなければならないから、そこでは倫理観、道義観など他者に配慮する余裕は生まれてこない。同盟を結んでいる相手の利益を考慮することはあるが、それも共同して敵にあたることで、最終的には自己の利益につながるという計算によっている。したがって、人道的介入もその動機が、倫理・道義感に由来するとは考えられず、「人道的」とは言いながらもそれは「イチジクの葉 (fig leaf)」であり、実はその介入を通して、自己の利益の増進、特に安全保障の強化を図ることが動機になっていると、理解される。つまり所詮は政治的行為であり、軍事的介入一般と同様に力の構造や国益に左右されるパワーポリティクスの1形態とみなされる²⁶⁾。

そして、このホップズイメージのもとでは、国益増進という目的のためには、武力の行使も容認される。国連憲章2条4項をはじめ武力の行使を禁じる国際法が存在するが、その執行を担保する強制機関が存在しないアナーキーな状況では、結局、法的規制は重みを失う。

1978年12月、ポル・ポト政権下のカンボジアに、ベトナムが侵攻、100-200万といわれる自国民を大量に殺害したポル・ポト政権は、翌年、この侵攻により倒された。確かにこの介入により人命が救われた面があるため、人道的介入の議論において多く言及される事例であるが、ベトナム政府はカンボジアから攻撃を受けたことへの「自衛」としてその行動を正当化

23) 国際法の領域における人道的干渉の議論は、19世紀当時の伝統的国際法以来、冷戦後の現在に至る間、変遷があり、国連による人道的介入も含め、合法性、違法性をめぐる問題は重要であるが、その点については別稿に譲る。

24) O. Ramsbotham and T. Woodhouse, *Humanitarian Intervention in Contemporary Conflict*, Cambridge, Polity Press, 1996, p. xii.

25) 藤井京子「人道的干渉」『国際関係法辞典』国際法学会編、三省堂、1995年、447-448頁

26) 宮坂直史「パワー・ポリティクスとしての人道的介入—その基本的問題と可能性」『平和研究』第22号(1997年11月)、91-100頁

した。ポル・ポト放逐後、ベトナムはカンボジアに親ベトナム政権を樹立し、軍を駐留し続けたため、この介入は「利他主義の人道的な動機によるのではなく、自国の重大な安全保障上の利益 (vital security interests) によるもの」と説明されることが多い²⁷⁾。これは自国の安全のために対外的に武力を行使する「ホップズのイメージ」とよく符合する見方である。

湾岸戦争直後の1991年、イラクのクルド人を救援するため米英仏がイラクに対して取った介入行動は人道的介入の議論にとって一つの分水嶺になった事例だが、メイヨルはこれは「メディアがクルド人の惨状を伝えたため」と指摘する²⁸⁾。映像で世論が喚起されてしまうと、政府はそのまま座視していれば、非人道的な政府と非難されかねず、せっかく湾岸戦争で得た政治的配当までが損なわれてしまう²⁹⁾。

また、逆に、1994年のルワンダでの大量殺害のケースでは、クリントン政権は報道官に「ジェノサイド」の言葉を使わないように指示したと伝えられるが、これは、歴史的つながりも石油もない国で、アメリカ人の生命とドルを費やす価値はないという判断に基づき、世論を刺激したくないから、と理解できる³⁰⁾。こうしたホップズ的な、国益中心の思考、発想は、人道的介入のケースにおいても多数指摘できる。

IV グロティウスのイメージ

国際法学者、グロティウスから連想されるこのイメージは、自然法など一定のルールや制度により秩序と協調が保たれる世界である。国際関係は中央政府がないという意味でアナキーであるが、無政府的な国際社会は存在すると見る。ホップズのイメージでは、自己しか頼むものではなく、互いに闘争しあうのだが、逆に発想を転換すればコインの裏表の關係のように、無政府性により混乱が生じ易いからこそ、互いに協力し合おうという考え方も期待できる。グロティウスイメージは後者の認識である。このイメージ下では、主権国家のほか、多様な国際組織も主要なアクターとなり、国際法などによる規範、慣行、制度の発展を追求、人類共通の自然法的価値をもとに、究極的には世界連邦の発想も導かれうる³¹⁾。『戦争と平和の法』に見られる武力行使に対する規制や、『海洋自由論』による自由貿易の推奨も、このイメージの柱になる。理論的には、リベラリズムの系譜が重なり、相互依存論、レジーム論、

27) G. Klintonworth, *Vietnam's Intervention in Cambodia in international law*, Canberra, AGPS Press, 1989, pp. 59-60.

28) J. Mayall, "Non-Intervention, Self-Determination and the 'New World Order'", *International Affairs*, vol. 67, no. 3, 1991, p. 426.

29) *Ibid.*

30) D. Jehl, "Officials Told to Avoid Calling Rwanda Killings 'Genocide'", *New York Times*, 10 June 1994, p. A8.

31) 初瀬前掲書、10頁。ブル自身の国際関係の視点はグロティウスのイメージに近いが、世界政府のような国際社会の集権化には親近感がなく、現状の国家主権システムの改良、維持を前提にしたリアリスティックな議論を展開する (H. Bull, *op. cit.*)。

新制度主義、機能主義などが含まれる。

グロティウスの視座から人道的介入を見るとどうだろうか。まず、介入する中心的主体は、国連になるだろう。国連は加盟する主権国家を超越する機構ではないが、現状では国際的な制度化が最も進んだ形態として、また、最も普遍的な構成の国際組織として受け止められるため、国連憲章にのっとった、国連として行われる人道的介入が支持される。国家の利己的、恣意的な介入を避けるため集団的な枠組みがとられ、また安保理決議に裏打ちされた法的なプロセスも重視される。具体的には、憲章7章を発動した強制措置の形が取られる。憲章2条4項で加盟国は、武力による威嚇、武力の行使は禁じられているが、7章下の措置と自衛の場合は例外とされている。従って、7章下の措置として武力による強制的な人道的介入が行われても、2条4項違反にはならず、武力の行使を規制しようとしたグロティウスのイメージからも逸脱しないことになる。

実際には国連自前の軍事力がない現状では加盟国に「下請け」にだす形になるが、その際でも、国連の授權 (authorization) という形で法的な正当性を確保しようとする。あるいは、平和維持活動という形態で人道的介入が試みられることもある。同意を前提とする伝統的な Peacekeeping の概念では、本質的に強制性が要件である人道的介入には対応できないが、強制力を持たせた第3世代型の平和維持活動という形においては、国連としての人道的介入が議論される余地がある³²⁾。

しかし一方で、グロティウスが強調、導入した自然法の側面に着目するなら、冷戦中のように国連が機能しない場合は不完全な国連には頼らず、自然法の命じる究極の「人道主義」に基づき、国家が単独で独自に他国に介入できるとする立場も導き出される³³⁾。これは、国家の自助行動なのでその意味では前述のホプズ的イメージだが、その動機を高度な人道主義、道義性に求める点でグロティウスのとも言えるだろう。

湾岸戦争後のイラクに居住するクルド人を救援する介入、1992年からのソマリアへの介入はいずれも国連安保理決議を受けた多国籍軍などによる活動であり、これらは当時の国連の再生、強化を期待するある種のユーフォリズムの中で行われたという点で、グロティウスのイ

32) ボスニア紛争における UNPROFOR に第3世代型平和維持軍の一面があるが、成果は上がらなかった。拙稿「人道的介入の視点から見た旧ユーゴスラビア紛争：ボスニア UNPROFOR に関する『正当性』『実効性』の観点からの検証」『国際公共政策研究』第2巻第1号、1998年3月、111-134頁参照。

33) リリックやライズマンらがこの立場を主張し、以下の点から国際法上、合法だと言う。1) 人権の保護、人道的な活動は安全保障と並ぶ国連の重要な目的、2) 国連憲章2条4項の武力による威嚇、行使の禁止は国連の集団的措置が機能することを前提にしている。機能しない場合、自助の措置として国連の目的に合致する武力の行使は容認される、3) 2条4項を限定的に解釈し、「領土保全又は政治的独立」を侵さない軍事介入は許される (R.Lillich, "Forcible Self-Help by States to Protect Human Rights", *Iowa Law Review*, vol.53., 1967.; M.Reisman and M.Mcdougal, "Humanitarian Intervention to Protect the Ibos", in R.Lillich ed., *Humanitarian Intervention and the United Nations*, University Press of Virginia, 1973.; R.Lillich, "Humanitarian Intervention: A Reply to Ian Brownlie and a Plea for Constructive Alternatives", in J.Moore ed., *Law and Civil War in the Modern World*, Johns Hopkins University Press, 1974.)。

メージが色濃く出る人道的介入の例と言える。チョプラとワイスが「イラクへの人道的介入や最近の議論を見てると、国際社会は新しい時代の入り口に来ているように思える。国際社会は人道的な使命感が国内管轄権を凌駕するような原則作り、環境整備を進めている」³⁴⁾と指摘するような人道的介入の制度化は、グロティウスイメージに即していると言えよう。

また、1998年、新ユーゴスラビア（セルビア共和国とモンテネグロ共和国で構成）・コソボ自治州の紛争に関して NATO 軍の軍事介入が計画された際、アナン国連事務総長は「国際社会によるいかなる軍事介入も、国連安全保障理事会の承認を受けなければならない」と述べたが³⁵⁾、これもグロティウスの視点で国際関係を見る立場では首肯される発言である。

V カント的イメージ

カント的な視点では、まず人間の理性と道徳に立脚した、開化された個人、あるいは完全に自由で平等な近代個人主義のイメージが想起される。理性ある個々人が集合して作られる国家理性は戦争を回避し、国家の常備軍の廃絶につながるという点から、絶対平和、非暴力のイメージにも連関する。カントは世界国家のような政治的な制度による平和には否定的で、むしろ自由で民主的な共和国家同士の連合や、個人の連帯による潜在的な人類共同体による「恒久平和」を想定、従ってカント的イメージは冷戦後の世界において脱国境的で多元的な主体により形成されつつある「地球市民社会」³⁶⁾やコスモポリタンのイメージ、「共生」の思想とよく重なるであろう。

このイメージ下の人道的介入は、もはや主権国家やその主権国家で作る国際組織が主体になる介入は想起されず、理性と道徳を備えた個々人が主体として前面に出る。カント的伝統では軍事力の存在も否定されるので、個々人は国家の実力機関には属さない非武装の民間人となる。具体的に想起されるのは国際的な人道救援活動を行う NGO/NPO である。アムネスティ・インターナショナル法務部長の言う「苦痛を被っている人々に対する人道的な感情が、やむにやまれずわれわれを動かす」という動機は、潜在的な人類共同体の一員として自然なものであろう³⁷⁾。

また、「国境なき医師団」などが主唱する「人道的救援権」という発想もカント的視角に依拠する。これは、フランスの人道救援団体の伝統に由来する、「強固な倫理的確信」に基づいた「新たな法的権利」とされる³⁸⁾。犠牲者は自らの生存権を確保するために救済される権利

34) J. Chopra and T. Weiss, "Sovereignty Is No Longer Sacrosanct: Codifying Humanitarian Intervention", *Ethics & International Affairs*, 1992 vol. 6, p. 117.

35) 『朝日新聞』1998年12月9日（夕刊）9頁

36) 大芝亮「序 国際関係における行為主体の再検討」『国際政治』119巻、1998年10月、4頁

37) ニコラス・ホーエン「人道的活動、人権と平和維持のかかわり」『NIRA 政策研究』vol. 10 no. 9、1997年、35頁

38) 西海真樹「人道的救援権の提唱」『熊本法学』第81号、1994年、4頁

を有しているものであり、この権利を妨げるような領域国の主権の行使は否定され、したがって救援者は対象国の同意のあるなしに関係なく被害者に接近できると主張する³⁹⁾。同じ文脈で、「人道的アクセス権」とも呼ばれる⁴⁰⁾。対象国の同意のあるなしは関係ないとする点に、象徴的にカント的な世界市民観が見て取れる。

冷戦中は「人道的干渉」としての国家単独の一方的人道的介入が焦点であり、冷戦後は「国連の集団的措置」としての人道的介入に議論が移行したと先述したが、冷戦後の現在における人道的介入の議論は、別の角度から2分される。1)一つは大量虐殺などを止めるための武力行使を念頭に置いた介入であり、2)他方は食糧や医薬品の配給、難民・避難民の保護などを意味する支援活動である。現在は混同してこの両タイプともに人道的介入と呼ばれる傾向があり、議論に混乱を来しているが⁴¹⁾、人道的介入は1)を指し、2)は「人道的救援 (humanitarian assistance)」として区別される必要がある⁴²⁾。カント的なイメージでは、2)の「人道的救援」の方に焦点がいく。

しかし、こういった活動の源泉となる個人の理性に由来する道義的な義務感には NGO/NPO に限ったわけではなく、国家や国連が主体となる人道的介入においても作用する余地はある。ウォルツの示した分析枠組みで言うなら⁴³⁾、第2イメージ (国家レベル) の分析における世論やマスメディアの影響、第1イメージ (人間/個人レベル) の分析における政策決定者の心理過程においても道義的なファクターを指摘できる。

ボスニア紛争に関してベーカー国務長官は「もう、わけのわからない話しはたくさんだ。今我々が話している間にも人々が死んでいる。… (民族浄化の) 野蛮さと、我々の良心に対する侮辱を国際社会はもう甘受すべきでない」と語っていたが⁴⁴⁾、こういった言葉にはレトリックの面があり実効性が伴うかは別問題ではあるものの、コスモポリタンの、カント的道義観が意識されたのも明らかだろう。

したがって、カント的イメージでの人道的介入の思考は必然的に国際政治の規範理論に結合する。たとえばベイツは冷戦さなかの1978年に、カントによる地球主義的 (コスモポリタン) 概念に基づき「ある国家の国民が他の国家の国民に対して正義を実行する義務を持つこ

39) 同上、3頁

40) 斎藤恵彦「人道的援助」『国際関係法辞典』国際法学会編、三省堂、1995年、447頁

41) L. Damrosch, "Changing Conceptions of Intervention in International Law" in L. Reed and C. Kaysen eds., *Enforcing Norms of Justified Intervention*, Massachusetts, Committee on International Security Studies American Academy of Arts and Sciences, 1993, p. 91.

42) 元赤十字国際委員会局長も人道組織の活動を述べる際に「介入」という言葉を使わない方がいいと指摘する。「介入」の用語は欧米諸国の軍隊が被介入国の意向に反して行う武力介入として連想されがちで、支援活動がやりやすくなるという (ミシェル・ヴーテ「人道介入における NGO」エリ・ウィーゼル、川田順造編『介入? 人間の権利と国家の論理』藤原書店、1997年、180頁)。

43) K. Waltz, *Man, the State, and War: Theoretical Analysis*, New York, Columbia University Press, 1959.

44) J. Baker, *The Politics of Diplomacy - Revolution, War and Peace*, New York, G.P. Putnam's Sons, 1995, pp. 646-647.

とも十分にありうる」と述べていたが⁴⁵⁾、この国際道義に関する議論は冷戦が終結していっそう重要度が増していると言えるだろう。

VI マルクスのイメージ

このイメージでは、国際関係を、経済問題を中心にした世界的な「支配」と「従属」の対立構造からとらえる。資本主義の発達に伴い生じた中心と周縁、西欧世界と非西欧世界、宗主国と植民地、南と北、といった不均等発展、支配と抵抗の敵対関係を、地球大のシステムという巨視的視点と、歴史分析の視点から考察、矛盾の解消を図ろうという視座である。アクターとしては国家、国際組織、多国籍企業、国内団体など多いが、大局的には利益を得る一部組織、階級と、不利益を被るその他組織、階級とが対立する二大アクターとして理解される。中心的な課題は経済要因であり、政治力や軍事力も経済要因の影響下にあるとされる。二大アクター間に対立があるため、必然的に革命などの闘争が念頭におかれる。ホップズイメージでは、道徳や倫理は否定されるが、マルクスのイメージでは被支配側において、不正をただそうという道義性や倫理性が存在し、また、ホップズの視角では国家は個々に自己の利益を追求するが、マルクスイメージでは「支配—従属」システムの中の支配者側陣営として利益追求が図られる。帝国主義論、近代化論、従属論、世界システム論などがこのイメージでくくられる。

人道的介入はこのイメージからアプローチすると、次のような側面が見えてくる。介入の主要なアクターは常に支配する側にある組織、階級であり、従属する側がその介入の対象とされる。人道的といってもその実は覇権的で、介入者の属する支配階級の利権確保、その利権を生むシステムの維持が目的であると疑われ、特に旧植民地国、発展途上国、非同盟国などの小国から反発がある。

ツラフテンベルグは歴史的な観点から2種類の介入を指摘している。勢力均衡により国際的な安定を図るための介入の伝統と、ヨーロッパの価値を押し付けるための介入の伝統を説明するが、第3世界の国は特に後者の介入の記憶が刻まれており、必ず猜疑心を呼び起こすため、冷戦後に見られた「介入主義」に対する熱狂は見当違いだと言う⁴⁶⁾。冷戦終結は東西対立の終焉ではあったが、南北間の対立は変わっていないので、冷戦後も猜疑心は当然変わらない⁴⁷⁾。介入する側に実際に人道主義があっても、介入される側の視点では、歴史的に手

45) C.ベイツ『国際秩序と正義』（進藤榮一訳）岩波書店、1989年、275頁

46) M. Trachtenberg, "Intervention in Historical Perspective", in L. Reed and C. Kaysen eds., *Emerging Norms of Justified Intervention*, Massachusetts, Committee on International Security Studies American Academy of Arts and Sciences, 1993, pp.15-36.

47) V. Gamba, "Justified Intervention? A View from the South", in R. Art and R. Jervis eds., *International Politics: Enduring Concepts and Contemporary Issues*, New York, HarperCollins College Publishers, 1996, pp.545-553.

の汚れた国々が、今になって道義性、倫理性を訴えても、その偽善性ゆえに反発や冷笑をまねきやすい。したがって、西欧先進国が中心になり行う人道的介入には常に不信、反発を覚える対抗勢力が存在するわけで、地球的規模でのコンセンサスは得られにくい。

グロティウスのイメージでの典型である国連による人道的介入は、一般に安保理決議が必要であるが、しかしマルクスのイメージでは、拒否権を持つ5大国が一致して行うその種の介入は、5大国と5大国が代表する支配体制の現状維持、強化を図るためのものに過ぎないと映る⁴⁸⁾。

ジャクソンは、ソマリアの内戦と飢餓に対する国連などによる介入は、実体的には国連による信託統治であるのに、国連がこれを伝統的な「平和に対する脅威」という言い方で対応しようとするのは、もし信託統治などという概念を持ち出せば、国連による新しい植民地主義ではないかとアフリカ諸国から非難を受ける恐れがあったからだ、と指摘する⁴⁹⁾。これはこのマルクスのイメージが実際の介入に関して影響を及ぼす一例であろう。

VII 終わりに

以上のように、人道的介入は国際関係理論の4つのイメージからみると、それぞれで相当異なる側面がクローズアップされる。主要要素についてまとめると表Iのようになる。ホップズの視角で人道的介入を解釈すれば、一見、人道的介入は何か規範的、道義的意味合いがありそうに見えても、所詮はパワーが物を言う世界で、国家が国益の追求を図る行動の一環にすぎないとされる。グロティウスの視角では、国際社会の一員として各国が共同して参加し、自然法や、国際社会のルールに則って行う国連の活動という理解になるだろう。カント的視角では、地球市民社会における個々人としての連帯感、高度の道義感に基づく、脱国境的な「人道的救援活動」の方に焦点が向く。他方、マルクスの視角では、人道的介入は従来の支配体制側が、その利益構造を維持しようとして、従属側に対して取る覇権的活動の一形態にすぎないと、開発途上国、小国の側から猜疑心、反感を持って解釈される。

また、人道的介入の議論の系譜、変遷と、ここでの4イメージを照らし合わせると、図Iのようになる。人道的介入の議論は、冷戦中においては、国家による強制的、一方的な「人道的干渉」としての人道的介入が焦点であったが、冷戦後は「国連の集団的措置」としての人道的介入に関心が移行した。これはホップズの視角からグロティウスの視角への移行とも捉えられる。また、冷戦後の状況だけから見ると、人道的介入の議論と人道的救援の議論とが区別される。人道的救援活動はカント的イメージから理解しやすい。他方で、世界的な

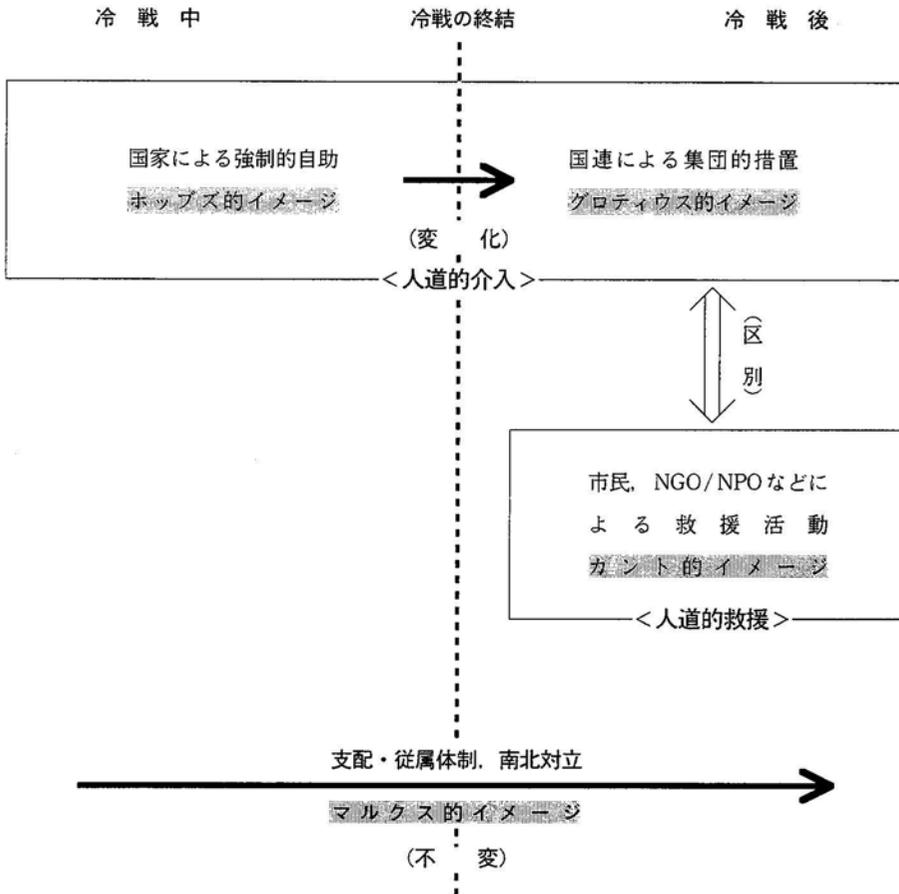
48) *Ibid.*

49) R. Jackson, "Armed Humanitarianism", *International Journal*, vol. XLVIII, 1993, Autumn, p. 596.

4 イメージによる人道的介入の捉え方 表 I

	主要なアクター	世界観	介入の動機	介入の形態
ホッブズのイメージ	主権国家	対立	国益の追求	単独的
グロティウスのイメージ	国連	協調	国際社会の責任感	集团的
カント的イメージ	個人・NGO/NPO	連帯	道義感、共生意識	個人的
マルクスのイメージ	中心・支配・「北」側	支配と従属	支配構造の維持	覇権的

人道的介入に関する議論の流れと対応するイメージ 図 I



支配・従属体制、南北対立関係は継続しており、冷戦の終結に関係なく、このマルクスのイメージの人道的介入観が存在している。従って、図からは、冷戦後世界の人道的介入については主に、グロティウスの、カント的、マルクスのイメージでの議論が併存していると見て取れる。ただし、これはホブズ的イメージで説明しやすい人道的干渉というものの議論が相対的に低下したという意味であり、冷戦後の人道的介入に関してホブズのファクターを否定する意味ではない⁵⁰⁾。

本稿で議論した4つのイメージによる人道的介入の理解、解釈はどれが正しい、間違いというものではなく、いずれも違った側面のそれぞれの真実についていると考えるべきであろう。従って、いずれかに偏ったアプローチは、理論的な側面に限定するならその精緻化という点で意義はあるが、現実的側面も含めた「問題解決志向型の人道的介入論」を求めるなら、こういった多様な側面を包括的に考慮したアプローチが必要になるだろう。

さらに、包括性という点においては、本稿では詳論していないが、国際関係の規範理論も導入される必要がある。本稿の議論は国際政治学における実証理論（「What is」）の枠組みに関してであったが、人道的介入は特にカント的イメージで明らかのように、国際道義、正戦論など規範理論（「What ought to be」）ともきわめて密接な論点を含んでいる。カーガリアリズムを非難する理由の一つに、その現状追認式で、将来の変革志向が乏しいことを挙げ、ユートピアニズムにある目的性を評価するのも、そこに「かくあるべき」という規範論の必要性も見ているからである。

そういった点で、たとえばチョプラが従来の平和維持 (peacekeeping) や平和強制 (peace-enforcement) などは不十分であるとし、介入や援助などのすべての形態を包括的に取り込む国連活動として「peace-maintenance」という「unified concept」を提示しているのは、本稿で指摘した包括的アプローチの具体化の一環として重要であると、思われる⁵¹⁾。

ソマリア症候群の影響で、昨今の国際関係では人道的介入の議論は下火であったが、新ユーゴスラビア・コソボ自治州問題による NATO 軍の軍事介入は人道的介入の観点でも新たな重要事例として注目されねばならない。現状では成功する人道的介入は容易でないが⁵²⁾、依然、コソボをはじめ人道上の危機は各地で後を絶たない。ホブズ、グロティウス、カント、マルクスらがコソボ問題を見たら名案を出せるだろうか。

50) グロティウスイメージに即した国連の人道的介入が注目を集めたのは、1993年ぐらいまでで、ソマリアでの失敗を機にその後は、アメリカを中心に国際的な介入のモメンタムは低下。ルワンダでの大量殺害を座視した国際社会の姿勢にある「国益がないところにコストをかけてまで介入しない」という発想は、その意味で、国家中心、道義性軽視のホブズ的イメージへの逆行、あるいはその台頭と見ることもできるだろう。

51) J. Chopra ed., *The Politics of Peace-Maintenance*, London, Lynne Rienner Publishers, 1998.

52) 拙稿前掲論文参照